

マイナンバーの記載も忘れずに 税の申告手続きはお早めに

所得税及び復興特別所得税や市・県民税などの申告時期になりました。本年度から確定申告書や市県民税申告書に個人番号(マイナンバー)の記載が必要に。申告は3月15日(水)まで。必要な書類をそろえ、早めに提出しましょう。

所得税及び復興特別所得税の申告



■ 前橋税務署 ☎027-224-4371 (自動音声案内で「0」を選択)

● 申告・相談窓口

期間・会場などⅡ9ページ表1のとおり(期間中は前橋税務署での申告相談を行います)

● 公的年金などの受給者は確定申告が不要に

公的年金等の収入金額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告の必要はありません(外国の制度に基づく

き国外で支払われる年金など、源泉徴収の対象にならない公的年金等を受給している場合を除く)。

● ふるさと納税ワンストップ特例を申請した人は忘れずに

寄附金控除に係る申告の特例(ふるさと納税ワンストップ特例)を申請した人が医療費控除などのために確定申告をする場合は、ふるさと納税に係る寄附金控除も確定申告に含めて申告する必要があります。

市・県民税の申告



■ 市民税課 ☎027-898-6203

● 申告・相談窓口

期間・会場などⅡ9ページ表1のとおり

● 申告が必要な人

1月1日現在、市内に居住し、確定申告をしない人で、次のいずれかに該当する人は市・県民税の申告が必要です。

① 営業等、地代や家賃、配当、農業などの所得があった ② 給与収入が公

的年金等収入のみの人で、所得控除の内容に変更・追加があった ③ 所得がなかったか、遺族年金や障害年金などの非課税所得のみである人など。

控除の申告には 証明書を



■ 市民税課 ☎027-898-6203、介護保険については介護保険室 ☎027-898-6159、通知カードについては市民課 ☎027-898-6172

● 申告に必要なもの

① 個人番号(マイナンバー)カード。または、通知カードか住民票の写し(マイナンバーの記載がある物)と身元確認書類(運転免許証など) ② 印鑑、筆記用具、電卓など ③ 昨年中の所得の分かる物(源泉徴収票や支払調書、事業・不動産所得者は収支に関する書類など) ④ 各種控除を受ける人は9ページ表2のとおり。

● 通知カードを紛失したら
通知カードを紛失した場合、再交付の申請をすることができます。

混雑時には旧前橋合同庁舎跡地にも駐車を

■ 資産経営課 ☎027-898-6653

旧前橋合同庁舎跡地に駐車場を新設。2月中旬から4月上旬までは税申告や住民異動登録手続きなどで市役所駐車場の混雑が予想されます。新設の駐車場を利用してください。駐車場利用時間は午前8時30分から午後5時15分までです(土日曜・祝日を除く)。



申告窓口開設に合わせ業務時間を変更

■ 証明サービスコーナー ☎027-210-2279

確定申告窓口の開設に合わせ、証明サービスコーナーの業務時間を一時的に変更します。

日時= 2月16日(木)~3月15日(水)・2月19日(日)・26日(日)、午前9時~午後7時(上記を除く土日曜は午前10時~午後7時)

種類	期間	時間	会場
① 確定申告※1(所得税及び復興特別所得税、消費税、贈与税)	2月16日(木)~3月15日(水)	午前9時~午後4時	前橋プラザ元気21内1階にぎわいホール
② 市・県民税申告	2月21日(火)	午前9時30分~11時30分	第二コミュニティセンター(前橋保健センター内)
	2月22日(水)		第三コミュニティセンター(総合教育プラザ内)
①②の日曜相談日※2	2月28日(火)	午前9時~午後5時 午前9時~11時30分、午後1時~4時30分	第五コミュニティセンター
	2月16日(木)~3月15日(水)		市役所市民税課
①②の日曜相談日※2	2月19日(日)・26日(日)	①は午前9時~午後4時 ②は午前9時~午後5時※3	前橋プラザ元気21内1階にぎわいホール(①のみ)、市役所市民税課(①②とも)、大胡・宮城・粕川・富士見支所(①②とも、26日のみ)

※1 ①の会場(日曜相談日を含む)には電話がありません。問い合わせは前橋税務署(☎027-224-4371)へ。

※2 日曜相談日以外の土日曜は受け付けていません。

※3 大胡・宮城・粕川・富士見支所の受付時間は午前9時~11時30分、午後1時~4時30分です。

申請には本人確認書類(運転免許証・パスポートなど)が必要。市役所市民課、各支所・上川淵・桂萱・東・元総社・南橋市民サービスセンターで手続きしてください。費用は500円。受け付け後、カードの送付まで約1カ月程度かかります。詳しくは問い合わせるか本市ホームページをご覧ください。

● 証明書を紛失したら

次の証明書を紛失した場合、再発行などの手続きが必要です。

証明書など・手続き先Ⅱ(年金の源泉徴収票)年金支払者へ(介護保険

料の証明書)市役所介護保険室か大胡・宮城・粕川・富士見支所、前橋プラザ元気21内証明サービスコーナーへ

● 税理士会の無料申告相談
給与所得者や年金受給者を対象に、確定申告の無料相談を実施。前日までに電話予約が必要です。
日時= 2月25日(土)午前9時30分~午後4時
会場= 中央工科デザイン専門学校(古市町二丁目)
申し込み= 関東信越税理士会前橋支部 ☎027-234-6131へ